

事業優先順位	4 細事業:心身障害児通園施設運営費補助事業				整理番号	06	
目的	知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設の保育内容の充実。						
目標	当該施設において支援の必要な児童の適切な入所(通園)。運営補助金を適正に交付する。						
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和61年度以前	根拠法令	児童福祉法		
事業費・財源			平成24年度	比較			
	事業費(決算額)(千円)		19,524		総コスト(千円)	20,318	
	財源内訳	一般財源	19,524		内訳	事業費	19,524
		国府支出金	0			人件費	794
		地方債	0			公債費	0
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	180
			0			世帯あたり(円)	431
		0		参考	職員数(人)	0.10	
		0			再任用職員数(人)	0.00	
	今後の方向性	運営補助については継続実施。堺市(旧美原町)所有となっている土地の持ち分についての解決。					
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	就学前の療育を必要とする児童		
	A	A	B				

事業優先順位	5 細事業:特別児童扶養手当支給事業				整理番号	02	
目的	精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父母または養育者に、手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。						
目標	遅滞なく大阪府へ進達を行う。						
事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	特別児童扶養手当の支給に関する法律		
事業費・財源			平成24年度	比較			
	事業費(決算額)(千円)		27		総コスト(千円)	1,614	
	財源内訳	一般財源	0		内訳	事業費	27
		国府支出金	27			人件費	1,587
		地方債	0			公債費	0
		その他特定財源	0			一人あたり(円)	14
			0			世帯あたり(円)	34
		0		参考	職員数(人)	0.20	
		0			再任用職員数(人)	0.00	
	今後の方向性	引き続き遅滞なく大阪府へ進達を行う。					
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父母または養育者		
	A	A	B				

## 細事業：心身障害児通園施設運営費補助事業

### 1. 障害児通園施設運営費補助事業

しょうとく園（肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設併設）の一層の推進を図るために、3市2町1村（河内長野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）が連絡協議会を設けて調整を図り、運営補助を行っている。本年度、3市2町1村が交付した運営補助金は、57,000,000円であり、本市は19,522,988円の補助を行った。

なお、通園した児童数（市町村別）は次表のとおりであった。

<通園児童数（平成24年10月1日現在）>

	総数	河内長野市	富田林市	大阪狭山市	河南町	太子町	千早赤阪村
知的障害児施設	50	15	16	12	4	1	2
肢体不自由児施設	18	5	5	5	1	2	0

## 細事業：特別児童扶養手当支給事業

### 1. 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を父母または養育者が家庭で監護しているとき、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、その父母または養育者に特別児童扶養手当が支給された。

実施主体は大阪府であり、本市は申請書類の経由を行ったもので、本年度で取り扱った件数は175件であった。